明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

7　前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一　その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合　交付を受けた受給期間延長等通知書

二　法第二十条第一項に規定する理由がやんだ場合　交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

8　（略）

（定年退職者等に係る受給期間延長の申出）

第三十一条の三　法第二十条第二項の申出は、受給期間延長等申請書に離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

2　（略）

3　管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第二項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付するとともに、離職票に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4　（略）

（法第二十条の二の厚生労働省令で定める事業）

第三十一条の四　法第二十条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、法第二十条第一項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二　その事業について当該事業を実施する受給資格者が第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの

三　その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管轄公共職業安定所の長が認めたもの

（法第二十条の二の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の五　法第二十条の二の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　法第二十条第一項第一号に規定する基準日以前に事業を開始し、当該基準日後に当該事業に専念する者

二　その他事業を開始した者に準ずるものとして管轄公共職業安定所の長が認めた者

（支給の期間の特例の申出）

第三十一条の六　法第二十条の二の申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条に規定する者に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票）。以下この条において同じ。）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

7　前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一　その者が提出した受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつた場合　交付を受けた受給期間延長通知書

二　法第二十条第一項に規定する理由がやんだ場合　交付を受けた受給期間延長通知書及び受給資格者証

8　（略）

（定年退職者等に係る受給期間延長の申出）

第三十一条の三　法第二十条第二項の申出は、受給期間延長申請書に離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、そのすべての離職票）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

2　（略）

3　管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第二項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書を交付するとともに、離職票に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4　（略）

（新設）

（新設）

（新設）